

令和7年度 第1回中央区協議会
(中地域分科会)
会議資料①

【協議事項】

イ 追加分のパブリック・コメント（パブコメ）の取扱いについて

【区振興課】P.1

令和7年4月30日開催

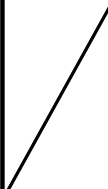
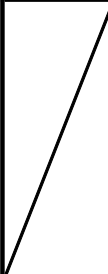
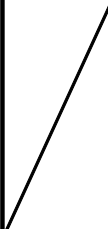
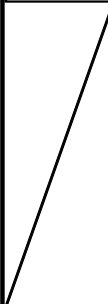
中央区協議会
(中地域分科会)

第9号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項				
件 名	追加分のパブリック・コメント(パブコメ)の取扱いについて				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	・令和7年度当初に予定されていたパブコメ案件(1件)については、2月の中地域分科会にて対応(パブコメ実施担当課による説明又は資料配付)が決定している。 ・新たに、産業振興課の「浜松市中心市街地活性化ビジョン」、都市計画課の「浜松市防災都市づくり計画」及び「浜松市土地利用方針」、カーボンニュートラル推進課の「浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」について、案件が追加されたため、区協議会での取扱いについて協議するもの。				
対象の区協議会	中央区協議会(中地域分科会)				
内 容	1 パブコメ(追加分(4件))の概要 <u>別紙1</u> 令和7年度追加パブリック・コメント一覧表のとおり 2 協議事項 上記パブコメ案件について、パブコメ実施担当課(以下、「実施担当課」と表記)からの説明を求めることについて協議するもの。(パブコメ運用区分③) なお、同一区内の地域分科会で取扱いが一致しない場合は、<u>別紙2</u>の運用ルールに基づき取扱いを決定します。 (運用ルールは代表会にて決定済) 3 今後スケジュール 4月：追加分のパブコメの取扱い(実施担当課による説明又は資料配付)を協議 <u>別紙2</u>に基づき追加パブコメの取扱いを決定 5月以降：実施担当課は上記決定にもとづき、区協議会での説明又は資料配付 パブコメの運用区分 ①原則として、情報提供までとし、概要版の配付にとどめる。 ただし、以下②、③の場合は区協議会での説明を行う。 ②実施担当課の判断によって意見を聴取する必要がある場合 ③区協議会から求められた場合				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	中央区区振興課	担当者	岩 渕 敏 晶	電話	457-2210

令和 7 年度追加パブリック・コメント一覧表

No.	①件名	②担当課	③意見募集 期間	④結果等 公表	⑤実施 (施行)	⑥対象地域	※ORコード	⑧担当課による説明					
								説明の 有無	中央	中	東	西	南
1	【新規】 浜松市中心市街地活性化ビジョン（案）	産業振興課	9～10月	11月	令和8年4月	都市機能誘導 区域（浜松駅 周辺）	関連ページ 		—	—	—	—	—
	⑦概要	中心市街地の活性化を目的として、中心市街地の中長期的な将来像を目標として示すものです。 ※QRコードを読み取ることで関連ホームページを閲覧できます。											
2	【新規】 浜松市防災都市づくり計画（案）	都市計画課	10月	令和8年2月	令和8年4月	都市計画区域	関連ページ 		—	—	—	—	—
	⑦概要	様々な災害を対象とした「被害を予防・軽減する空間づくり」、「災害時に活動しやすく、対応できる空間づくり」、「円滑、速やか、かつ適切な復旧・復興」の実現のため、リスクに対する課題を整理し、基本的な方針や効果的な施策を示す浜松市防災都市づくり計画を策定するものです。 ※QRコードを読み取ることで関連ホームページを閲覧できます。											
3	【新規】 浜松市土地利用方針（案）	都市計画課	10月	令和8年2月	令和8年3月	全市域	都市計画マ スタープラン 		—	—	—	—	—
	⑦概要	都市計画マスタープランに示す土地利用の方針等の実現に向けた土地利用計画制度（用途地域などの都市計画に定める地域地区や開発許可制度）の運用方針を示すものです。 ※QRコードを読み取ることで都市計画マスタープランに係るホームページを閲覧できます。											
4	【改定】 浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策 編）（案）	カーボンニュートラ ル推進課	11～12月	令和8年2～3月	令和8年4～5月	全市域	現行計画 		—	—	—	—	—
	⑦概要	浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は浜松市域から排出される温室効果ガスを市民・事業者、市がそれぞれ求められる役割を果たしながら、相互に連携して削減するための計画です。 国計画の2035・2040年度目標値が発表されることから、本市計画の2035・2040年目標値を盛り込むため、改定します。 ※QRコードを読み取ることで現行の計画を閲覧できます。											

※関連のホームページ及び現行の概要版は5ページ以降をご覧ください。

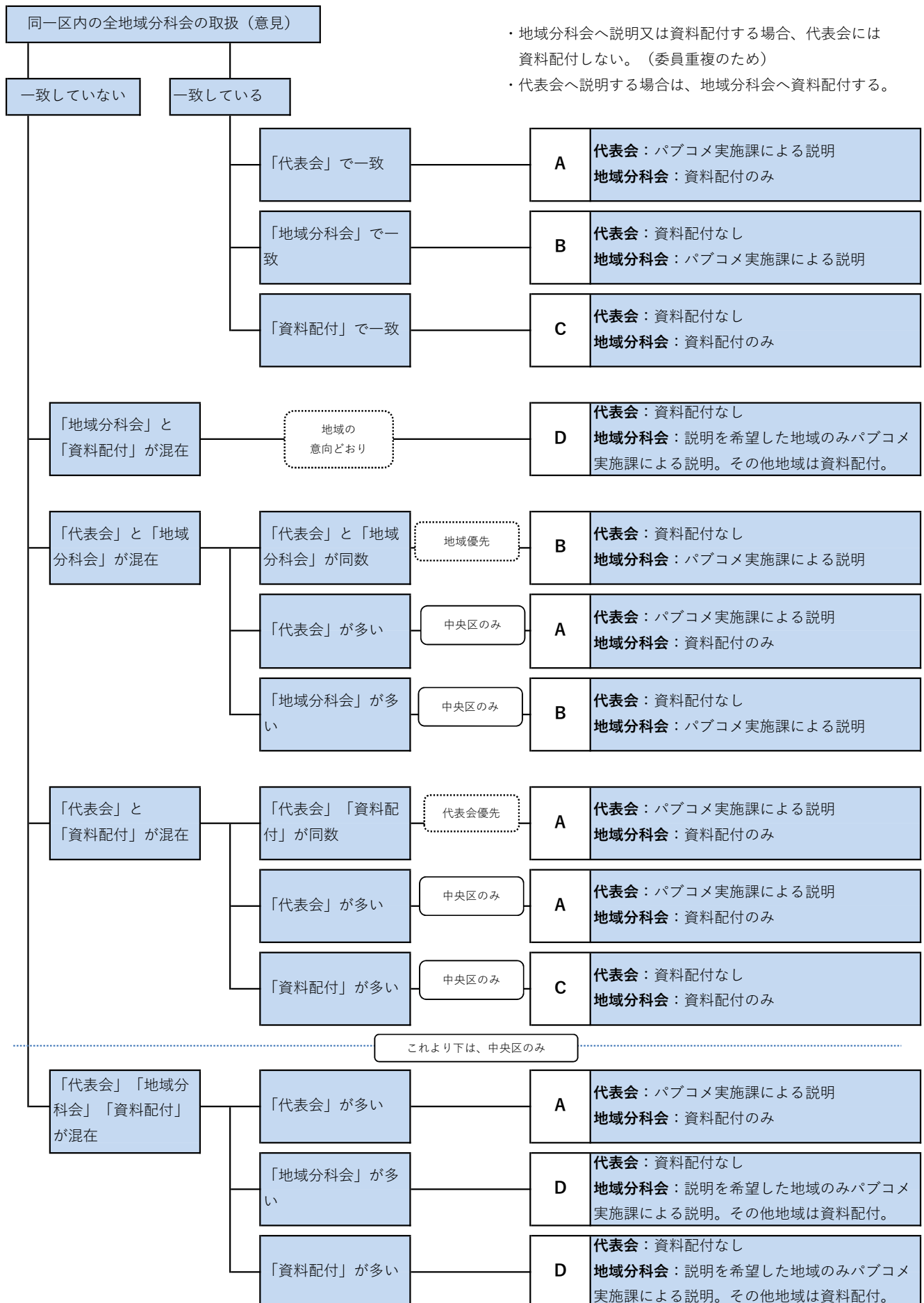
※「QRコード」は、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

※ —：概要版資料配布

○：パブコメ実施課による説明

※資料配付の考え方

- ・地域分科会へ説明又は資料配付する場合、代表会には資料配付しない。（委員重複のため）
- ・代表会へ説明する場合は、地域分科会へ資料配付する。



中心市街地活性化ビジョン[2026-2044年度]

- ◆中心活性化に向けた中・長期的なビジョン
- ◆中心市街地の将来像を示し、市民とも共有
- ◆総合計画及び都市計画マスタープランとの整合を図るため計画期間は2044年度までとする

策定趣旨

位置付け

■現状

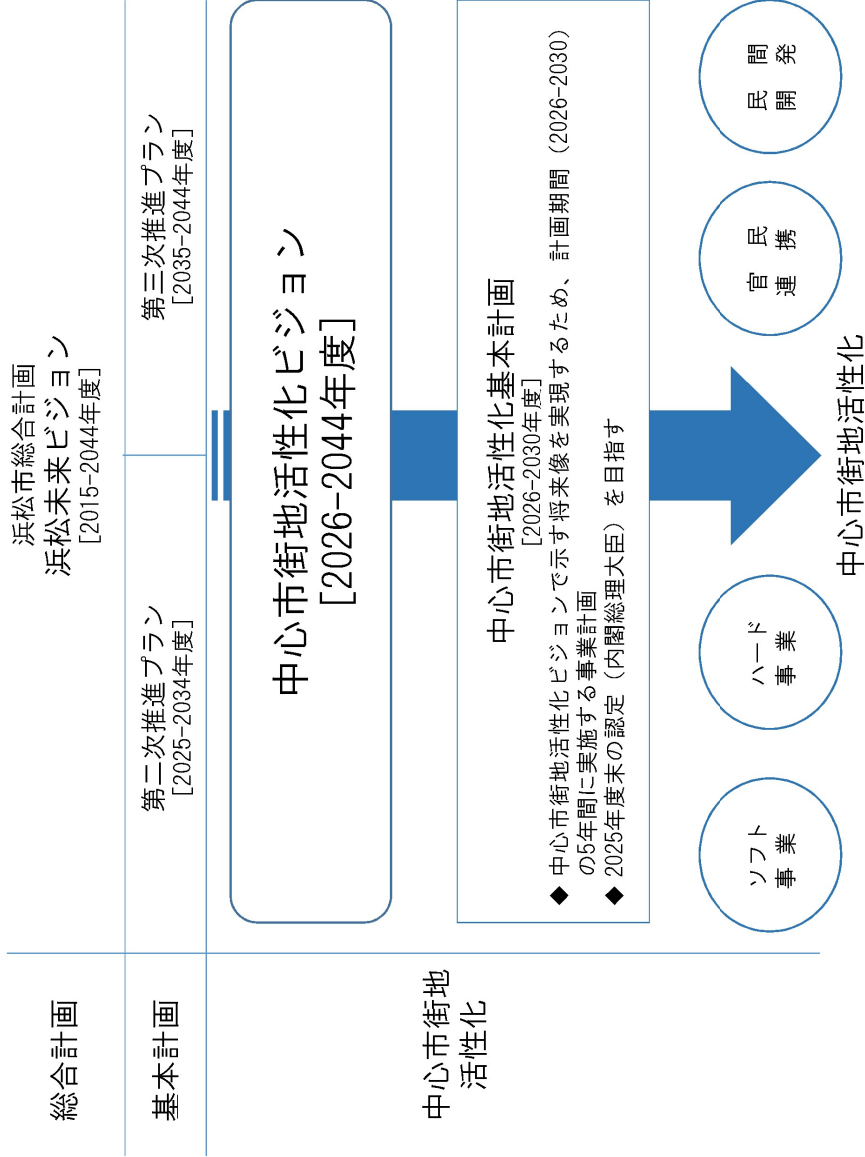
- ✓都心エリアの居住者が人口・世帯数ともに増加
- ✓中心市街地における売場面積や年間商品販売額は大きく減少
- ✓新型コロナウイルス感染症の発生とその拡大に伴う来街者の減少や退店等による空き店舗の増加も回復の途上

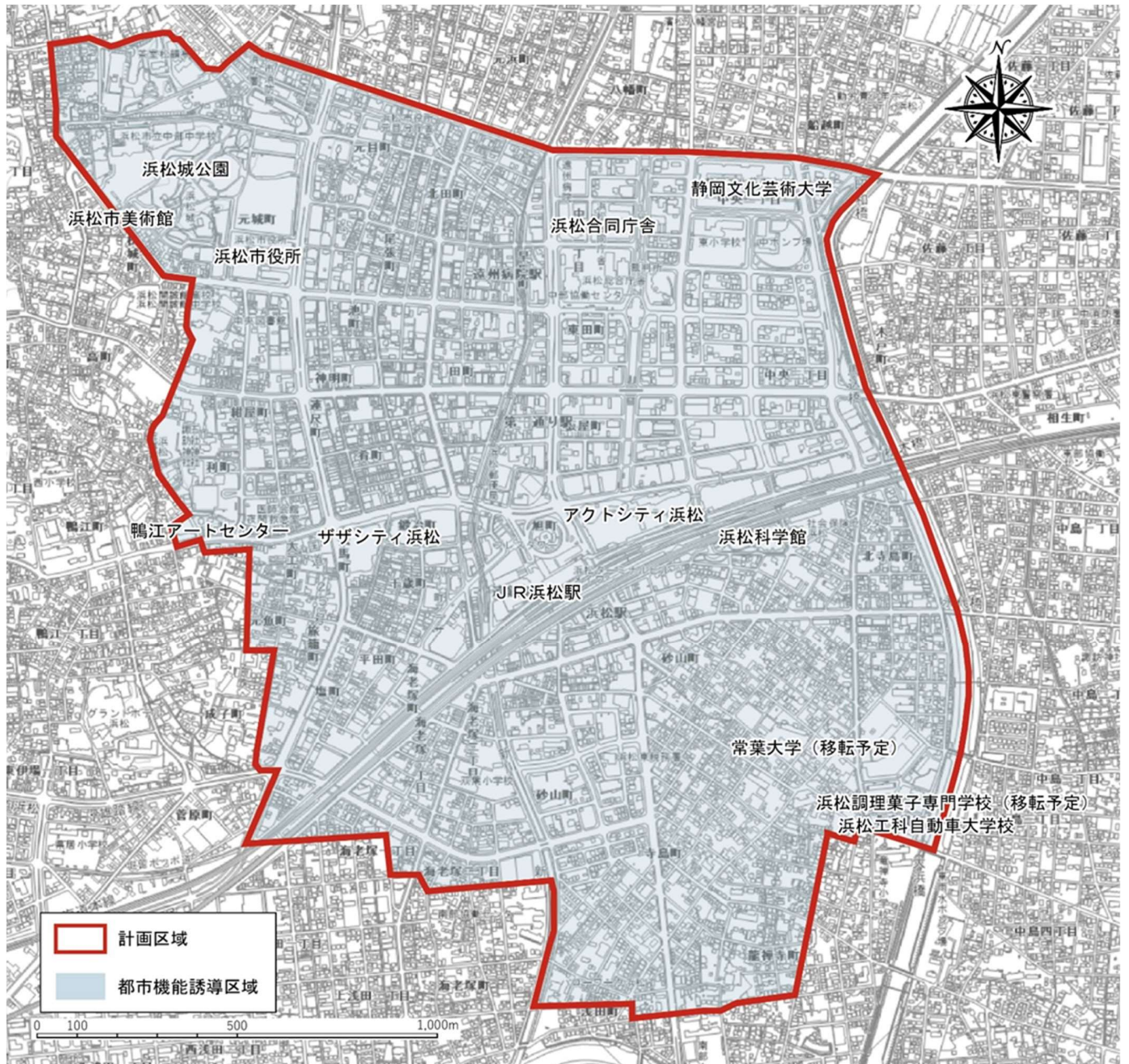
■環境変化

- ✓常葉大学浜松キャンパスや浜松調理菓子専門学校の中心市街地への移転計画
- ✓異業種が集うコワーキングスペースの開設
- ✓スタートアップ企業の進出など業務機能の集積に向けた新たな動き



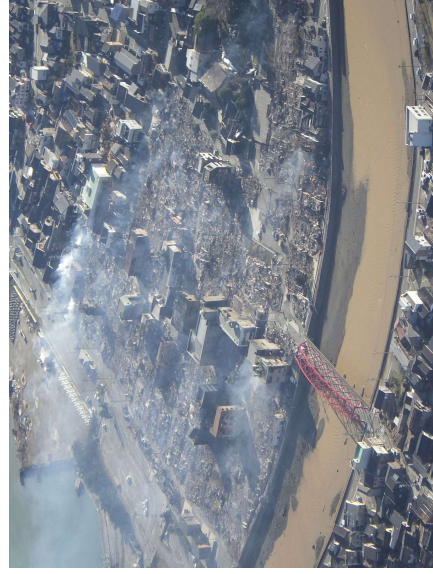
- 中心市街地のあるべき方向を明らかにする
- 中心市街地活性化ビジョンを策定し、市民と共有
- ビジョンの実現に向けて、関係団体や関係機関が一体となって取り組む





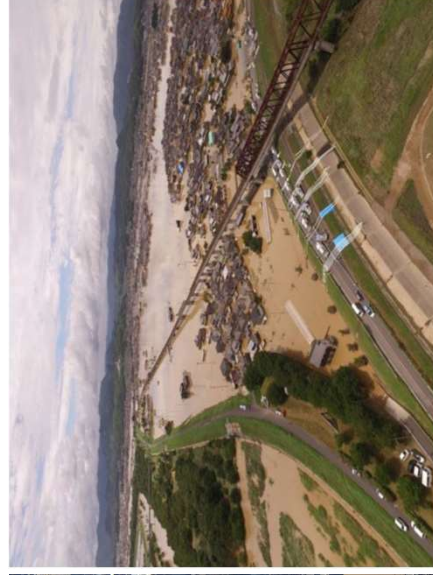
防災都市づくり計画

- 南海トラフ巨大地震や頻発化・激甚化している水災害の懸念等を踏まえ、「安全・安心な災害に強い都市づくり」が必要
- 防災・減災対策と事前復興を兼ね備え、様々な災害に対応する「浜松市防災都市づくり計画」を策定
- 「浜松市地域防災計画」を補完し、ハード・ソフトの対策や自助・共助・公助を適切に組み合わせた総合的な取り組みを進める



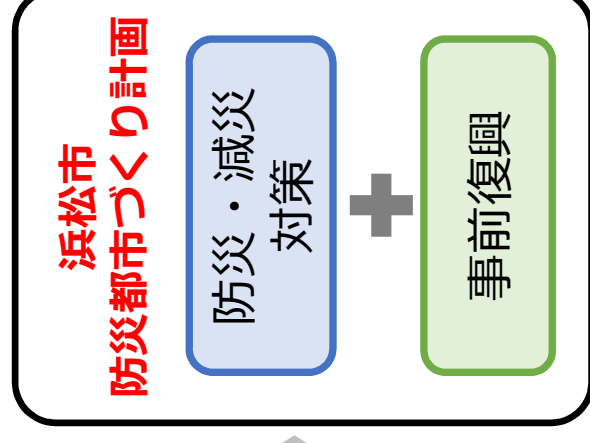
令和6年能登半島地震における
輪島市焼失区域

出典：総務省消防庁消防研究センター資料



平成30年7月豪雨における
岡山県倉敷市真備町の浸水状況

出典：国土交通省資料



防災都市づくりによる
災害に強いまち

土地利用方針

- 都市計画マスタープランに示す土地利用の方針等の実現に向けた土地利用計画制度（用途地域などの都市計画に定める地域地区や開発許可制度）の運用方針



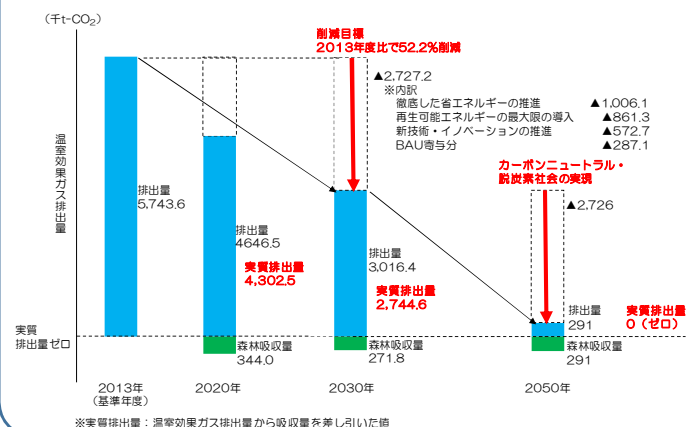
6 適応策（気候変動適応に関する施策）

「適応策」は、既に起こっている、又は起こり得る気候変動の影響による被害の回避・軽減などを図る取組です。「農業・林業・水産業」など6分野で懸念される影響に対し、市・市民・事業者が「適応策」を推進します。

分野	懸念される影響（例）	本市が取り組む適応策（例）	市民、事業者が取り組む適応策（例）
農業・林業・水産業	①農業 水稲、露地野菜、施設野菜の収量低下、品質低下など	①農業 貯蔵施設、環境制御設備、機械類、新品種等の導入に対する支援など	①農業 気候変動に適応した品種・系統の導入など
	②林業 人工林の生育不良など	②林業 保安林配備の計画的な推進による、森林の有する水源のかん養、災害の防備などの公益機能の向上など	②林業 気候変動に適応した樹種の植林など
	③水産業 海面養殖におけるカキなどのへい死率の上昇、養殖ノリの収穫量の減少など	③水産業 海水温の上昇、海洋の酸性化、貧酸素化などの養殖への影響に係る調査、情報提供など	③水産業 気候変動に適応した魚種などの養殖など
水環境・水資源	無降雨、少雨による水量低下など	取水量の調整など	節水など
自然生態系	外来種の生息域の拡大、新たな外来種の侵入など	外来種の分布確認、特定外来生物の防除など	外来種に関する情報の市への提供など
自然災害・沿岸域	土砂災害発生件数の増加など	浜松市防災計画、ハザードマップ、区版避難行動計画の定期的な見直しや周知など	浜松市地域防災計画、ハザードマップ、浜松市防災アプリなどの確認や利用など
健康	①暑熱 熱中症患者数の増加、熱中症搬送者数の増加など	①暑熱 熱中症対策行動指針の推進など	①暑熱 エアコンの適切な利用など
	②感染症 デング熱などの原因となるウイルスを媒介するヒトスジシマカの発生及び生息域の拡大など	②感染症 ヒトスジシマカの発生状況の継続的な観測、調査による蚊の発生動向の把握、ウイルス保有状況の確認による蚊媒介感染症発生のリスク評価など	②虫よけ剤などによる虫刺され予防、ダニ及び蚊媒介感染症の最新情報の収集及び感染対策の実施など
市民生活	ヒートアイランド現象の発生など	市街地における暑熱環境改善に資する緑地の確保など	創エネ・省エネ・蓄エネ型住宅の導入など

7 2050年長期ビジョン

2050年までにカーボンニュートラル・脱炭素社会を実現します。

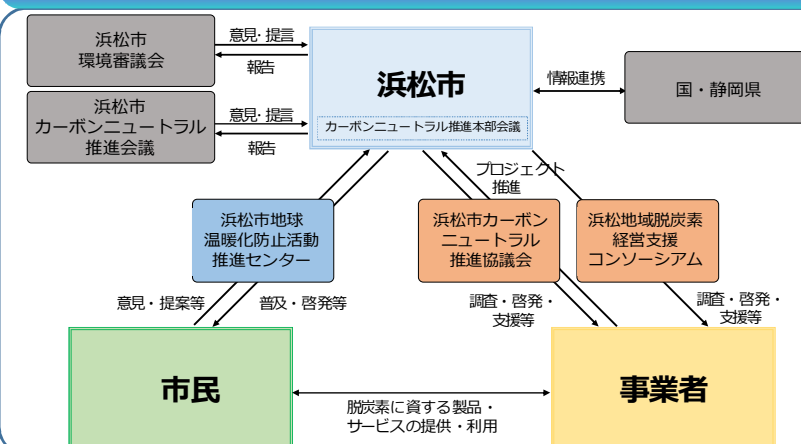


カーボンニュートラル・脱炭素社会実現するため、水素やアンモニアなど次世代エネルギーを利用する設備への転換を推進するとともに、技術革新により創出された省エネルギー技術を導入します。

ペロブスカイト太陽電池を用いた太陽光発電など新技術を用いた再生可能エネルギー電源により市内の総電力を賄います。さらに、熱機関の燃料としては、グリーン水素やカーボンニュートラルガスを利用することで脱炭素化します。

エネルギーの脱炭素化とともに、森林吸収でカーボンオフセットできるよう、適切な森林管理などにより二酸化炭素吸収源を最大化します。

8 計画の推進



市民、事業者、市がそれぞれ求められる役割を果たしながら、相互に連携して緩和策や適応策に取り組めます。

「浜松市地球温暖化防止活動推進センター」や「浜松市カーボンニュートラル推進協議会」、「浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム」などを通じて温室効果ガスの削減に取り組めます。

本計画のチェック体制として、「浜松市環境審議会」や「浜松市カーボンニュートラル推進会議」に、施策の実施状況などを報告し、本計画の推進に反映します。

浜松市カーボンニュートラル推進事業本部
〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町103-2
E-mail: ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

TEL:053-457-2502 FAX:050-3730-8104
HP:https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/

浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）要約版



1 気候変動とその対策

● 地球温暖化の原因

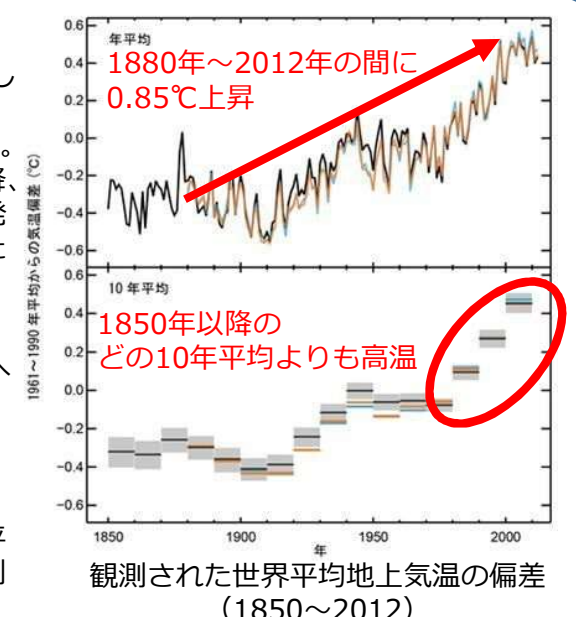
世界の平均気温は、1880年～2012年の間に約0.85℃上昇しています。また、1980年以降の各10年平均の気温偏差はいずれも、1850年以降のどの10年平均よりも高温となっています。

このような地球規模での急激な気温の上昇は、産業革命以降、石炭や石油などの化石燃料の燃焼やセメントの製造などの活発な人間活動により、大気中に大量の温室効果ガスが放出されたことで引き起こされたと考えられています。

● 地球温暖化の影響

世界の平均気温の上昇は、食料生産や水資源、人間の健康へ影響を及ぼすほか、極端な気象の変化(台風の猛烈化、暴風雨、干ばつなど)、内陸部や沿岸域の氾濫、海面水位上昇(今世紀末までに0.26～0.82m上昇)など、人間の暮らしや経済活動、生態系にとってのリスクを増大させると予測されています。

本市域においても気温上昇は顕在化しており、本市域の年平均気温は、浜松特別地域気象観測所の1883～2020年までの測定記録を100年あたりに換算すると、1.4℃上昇しています。



2 計画の基本的事項

● 計画の対象とする温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類

● 計画の期間

2024(令和6)～2030(令和12)年度

● 計画の基準年度

2013(平成25)年度

● 計画の対象地域

市全域

※国際的な動向や国の計画変更など社会情勢に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直します。

3 温室効果ガス排出状況

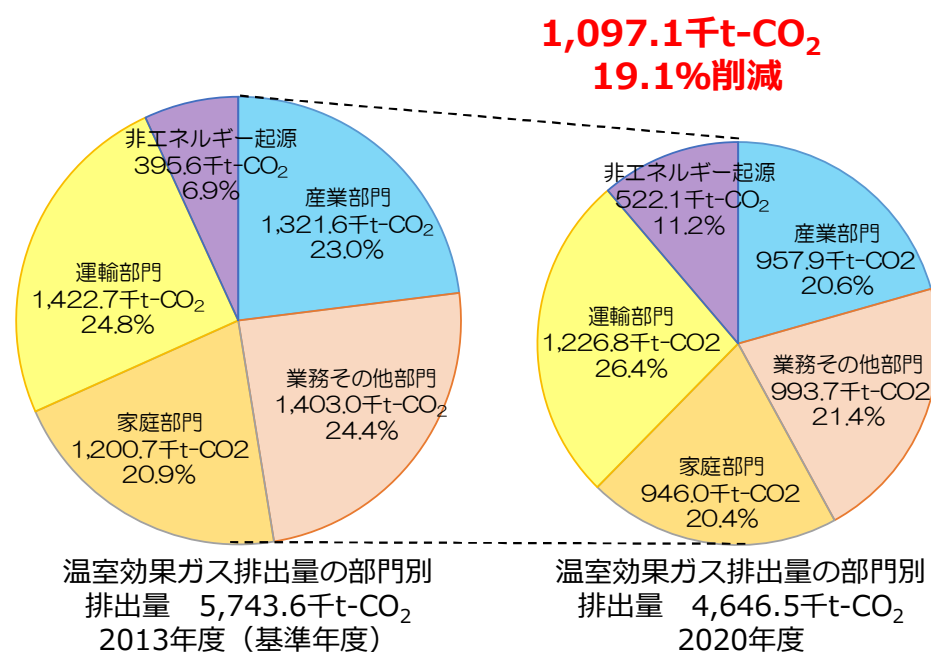
● 浜松市の現状

浜松市では基準年度である2013(平成25)年度において、5,743.6千t-CO₂の温室効果ガスを排出していました。

2020(令和2)年度までに、1,097.1千t-CO₂の温室効果ガスを削減しており、2013(平成25)年度比で19.1%削減しています。

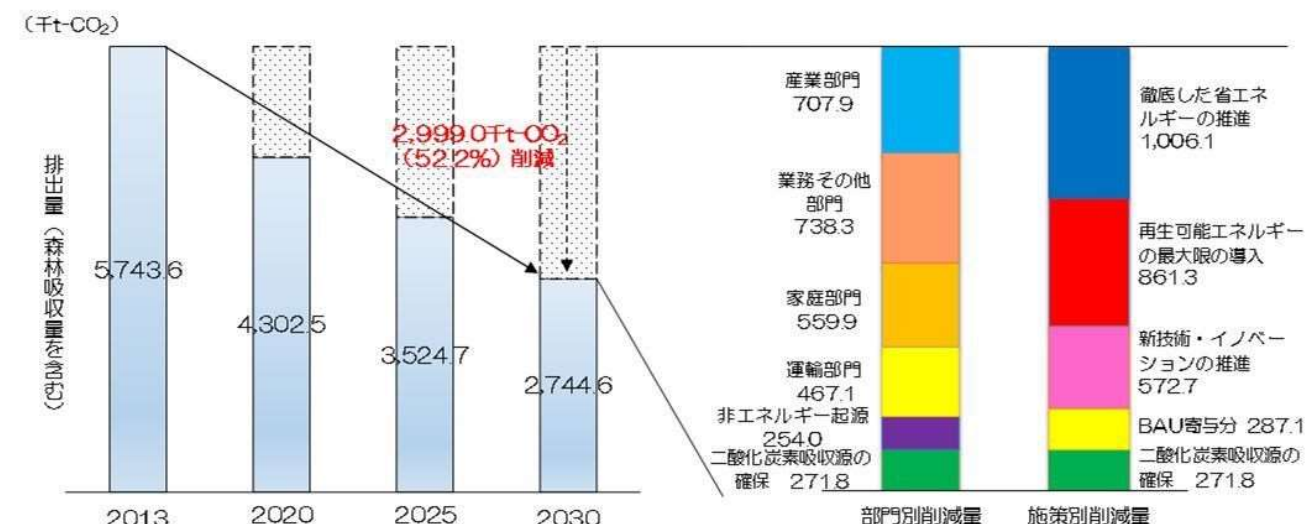
2020(令和2)年度の温室効果ガスの排出量は、4,646.5千t-CO₂であり、部門ごとの排出割合は、産業部門が20.6%、業務その他部門が21.4%、家庭部門が20.4%、運輸部門が26.4%となっており、国全体と比較すると、運輸部門の排出量の占める割合が大きく、産業部門の排出量の占める割合が小さくなっています。

なお、2020(令和2)年度の森林吸収量を含めた温室効果ガス排出量は、4,302.5千t-CO₂です。



4 温室効果ガス排出削減目標

2030(令和12)年度において2013(平成25)年度比で**52%削減**



本計画では2030(令和12)年度において、2013(平成25)年度比で2,999.0千t-CO₂(52.2%)の削減(森林吸収量を含む)を目指します。この削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」を基に算定していますが、再生可能エネルギー導入量と森林吸収量を、市独自で算定した数値に代えることで、国の削減目標である46%よりも高い目標を掲げています。

5 緩和策(温室効果ガス排出量削減に関する施策)

基本施策1

徹底した省エネルギーの推進

削減目標 1,006.1千t-CO₂

基本施策2

再生可能エネルギーの最大限の導入

削減目標 861.3千t-CO₂

基本施策3

新技術・イノベーションの推進

削減目標 572.7千t-CO₂

基本施策4

二酸化炭素吸収源の確保

吸収目標 271.8千t-CO₂

知る・測る・減らすの3ステップで、温室効果ガスを削減します。

知る

事業者は、相互に温室効果ガス削減に繋がる情報を積極的に発信・提供します。
市民・事業者は、積極的に情報収集し、温室効果ガス削減への知識を深めます。

測る

市民・事業者は、電気やガスなどエネルギーの使用状況などから、自身の活動から排出される温室効果ガスの排出量を把握します。

減らす

事業者は、自ら削減計画を作成し、削減対策を実行します。
市民は、温室効果ガス削減に繋がる、脱炭素型ライフスタイルへの転換を進めます。

(1)事業活動の省エネルギー化

- ・自社の温室効果ガス排出量の算定
- ・高効率な省エネルギー機器の導入 など

(2)市民生活の省エネルギー化

- ・家庭の温室効果ガス排出量の算定
 - ・ZEH(Net Zero Energy House)の建設
 - ・デコ活※の実施 など
- ※デコ活:脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動

(3)交通利用にかかわる省エネルギー化

- ・公共交通機関の利用
- ・乗用車におけるエコドライブの実践
- ・カーシェアリングの実施 など

(1)再生可能エネルギーの導入

- ・太陽光発電設備(住宅の屋上、遊休地など)の設置
- ・風力発電設備(陸上・洋上など)の設置
- ・バイオマス発電設備(木質・廃棄物など)の設置
- ・小水力発電設備(河川・水路など)の設置
- ・(株)浜松新電力などを活用した電力の地産地消の推進

(2)電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減

- ・電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減

(3)再生可能エネルギー由来の電気などの利用

- ・再生可能エネルギー由来の電気の購入
- ・オフセットした電気の購入 など

(1)モビリティの電動化などの推進

- ・電気自動車(EV)など次世代自動車の導入 など

(2)水素技術などの活用

- ・燃料電池自動車(FCV)の導入
- ・水素ステーションの設置 など

(3)燃料転換の推進

- ・より低炭素なエネルギーを利用した設備への転換 など

(4)電化の推進

- ・化石燃料を利用しない電気設備への転換

(5)カーボンクレジットの創出・利用の推進

- ・Jクレジットなどの創出
- ・カーボンニュートラルガスの利用 など

(6)非エネルギー分野の排出抑制

- ・代替フロンなどの排出抑制
- ・プラスチック製容器包装の分別 など

(7)カーボンニュートラル関連技術の開発推進

- ・地域内外の企業間・産学官連携によるカーボンニュートラル関連技術開発推進

(1)森林資源の利用推進と林業の活性化

- ・間伐、主伐から植林など、持続可能かつ適切な森林管理
- ・FSC 森林認証面積の拡大
- ・地産地消による天竜材の利用推進
- ・木質バイオマス発電・ボイラーの導入 など

(2)森林由来のカーボンクレジットの創出

- ・適切に整備・管理された森林由来のカーボンクレジットの創出
- ・森林由来のカーボンクレジットの域内利用 など



浜松市の森林

